

南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)概要

1 条例制定の趣旨

条例制定の背景について 南砺市では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電施設をはじめとした再生可能エネルギーによる循環型社会を目指しています。

一方で、全国においては、太陽光発電施設導入拡大に伴い、施設設置による土砂災害や景観への影響、自然環境の悪化、維持管理等に関する問題等が生じており、本市においてもその懸念が高まりつつあります。

本市においては、太陽光発電設備の導入に際して、市内における設備の設置場所や維持管理等に関する必要な事項を条例で定めることにより、自然環境等の保全を実現し、市民の生命や財産の保護を図りながら、適正な導入を促進することを目的としています。

2 対象施設（屋根設置を除き、次のいずれかに該当する施設）

- （１）発電出力が10キロワット以上のもの
- （２）事業区域面積が1,000㎡を超えるもの
- （３）事業区域の土地の高低差が10mを超えるもの

3 規制内容

- ①設置禁止区域の設定（法律で定める保安林や急傾斜地崩壊危険区域等）
- ②地域住民等への説明及び市への概要報告
- ③設置者と地域住民等の同意書、協定の締結
- ④許可、改善命令、立入調査、勧告、一時停止命令、国県通知、罰則等
- ⑤設置者による発電設備の保全義務、事業廃止時の設備撤去

4 施行日

令和7年8月1日